

## 平成31年 第1回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第12回総会  
 2・日時 平成31年1月7日(月) 午後15時00分～15時42分  
 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室  
 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
 日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件  
           議案第2号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について 1件  
           議案第3号 非農地証明願いについて 1件  
           議案第4号 非農地判断について  
           届    出 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 6件

その他

### 5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	川尻 宗代	6	○	山口 則久
2	○	古川 法秋	7	○	廣 和隆
3	○	山口 輝雄	8	○	堀 哲男
4	○	田代 美由紀	9(副会長)	×	岩永 嘉之
5(会長)	○	藤 俊信			

### 最適化推進委員

百武 孝	福田 美登志	佐藤 春孝	—
福島 晴人	力武 善次	久保田 保幸	田代 修一

## ○農業委員会総会議事録

### ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成31年第1回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

### ○会長挨拶

皆さん新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくをお願いいたします。我々のこの体制になって約1年近くなりますが、農業委員の皆さんも推進委員の皆さんも大分慣れられたように思います。新年度は、非農地判断について重点に置き業務を行っていく事にしています。皆さん方の業務も増える事になりますが、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。最近はお天気にも恵まれ、麦の作付けが済んだという話が出ていました。今日来たら農業委員会の方から桑木原地区の方で耕作が難しくなったので耕作者を探して下さいと話がありました。各地区でもそういった声も聞こえ始めるかと思われれます。営農組合等の受け皿がある地区は何とかなるんでしょうが、桑木原は受け皿がないことから個人や認定農業者等へ声掛けが必要でしょうが、精一杯と言われる方が多いのではないのでしょうか。地域で無理な場合は大山地区全体で考えていく必要があるかと思われれます。皆さん方の地区にてこういった事が出てくるかと思われれます皆さん方の活躍の場がどんどん広がっていくかと思われれますので今後ともよろしくをお願いいたします。

本日も、審議事項慎重に審議をお願いします。

### ○事務局

只今の出席委員は9名中8名です。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

### ○議長（会長）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、7番（廣 和隆）、8番（堀 哲男）委員をお願いします。

日程第2 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

### ○事務局

～議案書を朗読～

土地は現状のまま利用されるとの事です。

## ○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○1番委員

申請地は、〇〇〇の農地となり、〇〇〇へ向う途中の道沿いになります。ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、道幅も狭く、離合出来ないのが不自由されていました。自宅への入り口になるんですが、高低差がいくらかあり現在は家庭菜園として利用されていますが、問題ないかと思われます。

## ○議長（会長）

地元委員さん補足説明がありましたらお願いします。

## ○最適化推進委員（力武）

〇〇さんから連絡があり現地を確認してきました。以前は、田んぼでしたが現在では畑として少し作付けされています。周囲は〇〇さんの所有で問題ないかと思われます。

## ○8番委員

私も年末にがん地を確認してきましたが、何ら問題ないかと思われます。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第4条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請1番について、議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

この案件は、先月18条にて解約を行った農地の一部となります。自然農法を行っておられます。

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

## ○議長（会長）

説明がおわかりました。現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○最適化推進委員（百武）

先月案件と今回案件の面積合計に違いがありますが。

## ○事務局

一部、字が違う所は借りてないです。

## ○議長（会長）

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号要請1番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により要請1番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして、議案第3号非農地証明願い申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

① 現地は、分筆が行われ現況と合致しています。住宅敷地 ②以前は農機具倉庫で、現在は車庫として利用されています。また町道に面している部分は民地と町道の整理について建設課と協議中です。

## ○議長（会長）

説明がおわかりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○2番委員

申請地は山本の農地となります。申請地は田んぼになってはいますが、住宅敷地内宅地となっています。北側の申請地も昭和62年から農機具用倉庫

として活用されており非農地で問題ないかと思われま

## ○議長（会長）

私の地元でもありますので補足説明をしますと、申請者は既に施設へ入所されています。建物は所有権移転も済み別の方が住んでおられます。

農地との堺にブロック塀を設置されていることから、今回、ブロック塀に沿って分筆も行われ農地との境界となっています。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請1番について、許可されました。

続きまして、議案第4号「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

「農地法の運用について」で示された農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地について農地台帳から除外することとなっています。

これまでの利用状況調査等で発見された除外対象農地のうち、有田東部、下山谷、二ノ瀬地区の農地所有者、管理者に事前通知を発布し、問題ないとされた152筆を除外してよいか判断をお願いします。今回は、字単位で行っています。再度現地調査した写真を筆毎に付けています。現地写真で一部畑作されているところもありますが、全体的にみて農地ではないという判断にて今回上げています。

参考資料として、非農地通知書の様式及び今後の手続き等を添付しております。

## ○議長（会長）

再度確認するのは大変な作業でしたね。

## ○事務局

思考錯誤しながらでしたが。

## ○議長（会長）

今回、何件出しましたか。

## ○事務局

今回152筆。通知したのが148筆で、追加されたり外れたりしています。対象者は80名ほどで、問題なければ連絡不要ですとしていて回答が来たのが5件ほどでした。発送した事前通知は45ページにつけています。これが議決を受けた場合に、私たちが非農地通知と読んでいる通知46ページに付けています正式な通知をもう一度本人さんへお送りする事になります。47ページの参考3が今後の手続きということで同封します。一番上から通知後は農業委員会に対しての手続きは不要です。次が固定資産は現況に基づき課税していますので、現況が農地以外の場合は現地調査のうえ課税地目が変更される事がありますと書いています。次が伊万里法務局での手続きとして地目変更の手続きを行って下さいとこの中に書いています。地目変更登記の場合も必ず事前に法務局へ電話してから来て下さいと重々登記官から言われましたので書いています。今後の手続きについてというこの分を先ほどの通知に同封してお送りしようと考えています。様式と文言はいくらか微調整する可能性があるのですがその辺はご了承下さい。で、遅くとも今月中に送りたいと思っています。152筆ありますので一筆ずつ見るのも不可能化と思いますが、今回の筆は事前に委員の皆さんが見ていただいている農地であり、議案とするために写真を撮っています。議決を取ると言うことで進めていきたいと思っています。今後の事については、後の説明で行いたいと思っています。非農地判断通知を出してよいかの判断をお願いします。

## ○議長（会長）

法務局は申請したら現地確認されると。

## ○事務局

農業委員会が非農地とした場合であっても法務局は認めない、若しくは別の地目に見るといふことがあります。47ページの参考資料3の方で、伊万里支局の手続きの中に書き込んではいらるんですが、現況地目は農業委員会と法務局で地目の判断が異なるという事がありますと書き込んではいらる。

## ○議長（会長）

土地家屋調査士へ依頼した場合の料金がかかる事になりますが、現地確認なく地目変更手続きされるようです。個人で申請した場合には立会いの下に現地確認が必要になるようです。

宅地になっている場合は、税務課の課税も宅地課税になると。

## ○事務局

なっています。

## ○議長（会長）

説明がおわりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

通知を発送するのは土地の所有者ですか。

## ○事務局

通知先は、所有者または管理人となって現存される場合は所有者へ送付しています。死亡の場合は、税務課の納税管理人宛へ送付しています。表紙の備考欄に所有者不明発送しないと書いていますが、平成30年改正で所有者不明には出さなくてよいとされています。

## ○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は一括案件として採決を行います。

無いようでしたら、議案第4号「農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準について」に基づく非農地通知書について賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により承認されました。

続きまして、報告事項の18条の合意解約について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

この農地は、解約後に中間管理機構へ貸付となります。

～議案書を朗読～

この農地は、解約後に中間管理機構へ貸付となります。

～議案書を朗読～

この案件は、借受人死亡により借受人の相続人代表者により解約されます。

～議案書を朗読～

農業者年金経営移譲年金を受給されていますが、当初設定10年とその後も設定がおこなわれており解約する事に問題はありません。

解約後は、一部中間管理機構へ貸付となります。

以上報告します。

## ○議長（会長）

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、その他、ございませんか。（なしの声）

これにて、平成31年第1回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、2月1日（金）の予定です。

総会 15時42分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 7 番

署 名 8 番

書 記 永尾 由美子

※署名につきましては、別紙原本にて行っています。

※この議事録は、公開用に作成をしている為、個人情報に配慮し公開しています。